

ボ 詳報①

身近に 意義を議論

ボジウム国立自然史博物館の設立を目指してネットワーク型博物館がめざす地域との連携」(日本学術会議動物学分科会など主催)が4日国頭村民ふれあいセンターで開かれた。研究者や地元関係者が登壇...

の関係史について解説した。当氏は、18世紀の豪温の時代に林業と資源を各地域で管理し、利用するシステムが確立されたとして「最近でいう『持続可能な開発』に近い考え方だ。(資源の)賢明な利用だ」と述べた。

ガイドについては「地域の居住意識が非常に高まる。カラパゴス諸島が故郷になる(移住者の)子どもたちは『自分たちが豊かになる』と言い切っている。そういうステータスが上がる」と教書面からの評価を語った。



第5回古代歴史文化賞

「タネをまく縄文人」大賞

一般読者にも分かりやすい古代史の本を表彰する「古代歴史文化賞」の選定委員会が、11月2日の選定...

跡を調べるという新しい手法で日本縄文時代に農耕が始まっていた可能性を明らかにした点を評価した。

優秀作品賞は「海への向うから見た倭国」(富田貴太郎)国立歴史民俗博物館准教授、藤原正之「縄文時代の...

新刊紹介

パンダの果て 外交的役割と

風土記 (松本直樹 大教授著、筑摩書) 「日本書紀」の (吉田一彦著、国土出版社) 著、集英社)の4

◇第... まついた... 横濱市在住... 聴衆の拍手は... こまでは美... 朝陽がエンド... ... 今夜のシヨ... 「ホ」の家... 腫の数に目明... 夜性オーデ... シマ・オ... フラシヤ... 呼吸のトモ... ホットと... さぬきば... これはクロ...

メディア

時評 <11月>

山田 健太

憲法改正に関わる手続きを定める法律は主として2つある。国会議事録での手順を定める国会法と、その後の日本国憲法96条に定める改正手続を内容とする憲法改正国民投票法だ。双方を合わせた「日本国憲法の改正手続に関する法律」が、第1次安倍政権において制定されており、2005年から07年にかけて多少は社会的耳目を集めたものの、その後は忘れ去られた存在だ。

そしていま、憲法改正が現実性を帯びるに従い、あらためてその手続きに關し議論が起き始めている。大きな争点になりうるものとしては、最低得票率の定めを設けるかどうかなどがあ

るが、ここでもつばら表現の自由に関わる問題について、問題を整理しておきたい。

表現の自由侵害

国民投票運動とは、「憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為」と定義されており、国民一人ひとりが賛成することなく、自由

には、国民投票法には致命的な問題がある。それは、①広告表現の法規制に何ら考慮がないこと②国会が情報コントロール権を握っていること③政党が議論の中心になるにあらがじめ制度設計されていること④3つである。

具体的な表現にかかわる規定としては、投票期日直前14日間、国民投票公報

制であるばかりか、合理的根拠が見いだせないことだ。なぜなら放送のみを規制の対象としているのか、なせる週間のみ期間が定められているのか、といった「なぜ」に対する答えは見つからないし立法時にも説明がなかった。

資金量の多寡によって運動の優劣がつく可能性があるため、平等性を担保するためというのであれば、政党広告を除外している点

大量の資金を投入することが容易に推測される。各政党が自らの責任で自主ルールを策定し、公表すべきだ。そのうえで媒体である新聞や放送は、これらの自主ルールに反した広告を掲載・放映しないことを決めておけばよいと考える。その中には例えば①ネガティブキャンペーンは避けること②単なるイメージキャンペーンを避けるため、放送広告は60秒以上、新聞広告は全ページ以上の長尺広告とするこ

任意な同数の委員(各10人で組織される)が決められている。そして、国民投票公報の原稿の作成、投票所内の投票記載場所等において掲示する憲法改正案の要旨の作成、憲法改正案の広報のための放送および新聞広告、その他憲法改正案の広報に関する事務を行う。

それからすると、同協議会が無料広告の出稿要領を決める点、広報内容を客観的・中立的になるよう事前審査する点、一般広告を禁止する期間に政党取りまごめ(官製情報)が流される点、憲法の禁止する機関行為に近いものであると思わせるを得ない。

協議会構成メンバーによる識者を加えることによる恣意性を排除したいというが、問題は国会機関が情報量を定めること(同一地域内への平等出稿)一などが考えられる。

政党優遇

そして第3に、政党のみが手厚い優遇策を受けるこ

とで、一般市民の知る権利を侵害するとの問題性である。一般広告を禁止する期間に政党のみが情報発信が許され、しかも新聞・放送への無料広告を認められている点、特別な法的保護を受けた政治活動(政党PR活動)がこうした国民投票運動とは別様で自由に行える点、をどう考えるかである。政党が推進する市民団体に無料広告料を支与することや政党のみの批判を解消できるというが、政党の意思もどきの意見表明を表現の自由とは言わない。

もちろん、メディアがもつ公共的空間によるフォーラム機能を重視する観点から、無料広告は存置するという考え方はあり得よう。ただしこうした工夫は、あくまで最後の微修正の範囲であって、その前にまず、憲法改正のための手続きが憲法違反の可能性のある状況を、国会自らのがたがたが必要である。そのためにも、あらためて手続の中身を精査し、再検討することが急がれる。

(電修大学教授・言論法) (第2土曜日掲載)

本欄の過去記事は、本紙ウェブサイトで読むことができます。

憲法違反の可能性も

国会が情報コントロール

国民投票法

関する意見を聞かせることが期待されている。そのことから、原則的に運動は自由であって、規制はあくまでも投票が公正に行われるための必要最小限なものとするの考えに基づいて定められている。

これは、憲法改正に関する議論は最大限の表現の自由が保障されるべきで、議論の場である公共的空間には、国会を首の公権力は介入すべきではない、ということでもある。しかし実際

協議会が行う広告放送を除き、国民投票運動のためのラジオ、テレビの広告を禁止し、一方で政党は、事実上自由にテレビCMを流せるようにし、しかもその経費の一部は国費で賄うこととしている。また、放送局は政治的公平を守った番組を放送することが義務付けられる。

過剰広告規制

第1の問題点は、投票前

や、解釈によっては、直接的な投票運動には入らないからといったことで意見広告が野放しになる可能性があること、あまりに「ザル」法だ。ただしこれらすべてを禁止するとなれば、それは現行法制以上の強力な表現規制であって、より大きな問題を孕むことになるだろう。

従ってこの点は、法規制ではなく「自主規制」によって問題克服を図るべきだろう。その規制はもともと

③過度な広告出稿を避けるため、総量もしくは出稿量を定めること(同一地域内への平等出稿)一などが考えられる。

検閲

第2には、国会機関たる「国民投票公報協議会」が広報や広告の取りまごめ役になることについてである。この組織がどのようなものになるか、実はわかっていないのだが、各議院においてその議員の中から選

文化

憲法改正手続きを定める国民投票をめぐる、メディア規制や国民への広報のあり方に関し参考人から意見を聴取した衆院憲法調査特別委員会。右から2人は筆者=2006年11月7日、国会

